

東山広報板

東山区役所 〒605-8511 清水5丁目130-6 問=問い合わせ先
☎561-1191(代表) ☎541-9104 申=申し込み先

「京都いつでもコール」市政情報総合案内コールセンター 午前8時～午後9時(年中無休)
電話661-3755 FAX661-5855 ※かけ間違いにご注意ください。
電子メール (以下のホームページから)
パソコン <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html> 携帯電話 <http://www.city.kyoto.jp/koho/m/cc/>

● 相談 ●

弁護士による無料法律相談

日時 毎週水曜日(祝日を除く)
午後1時15分～3時45分
(お1人20分以内)

受付 午後1時～3時20分

場所 区総合庁舎2階地域力推進室相談室

定員 7人(先着順)

行政相談委員による無料行政相談

日時 4月2日(木)午後1時30分～3時30分

場所 区総合庁舎2階地域力推進室相談室

問=地域力推進室(☎561-9114)

● 税 ●

固定資産税の縦覧について

固定資産税の納税者の方が所有されている資産について、他の資産の価格(評価額)と比較し確認をしていただくため、固定資産(土地、家屋)の価格の縦覧を行います。

期間 4月1日～4月30日 午前8時30分～午後5時(土・日・祝日除く)

場所 資産所在地の区役所・支所(固定資産税担当)縦覧できる方

固定資産税の納税者(1月1日現在の所有者)、相続人、納税管理人及びその代理人

(土地の所有者は土地縦覧帳簿、家屋の所有者は家屋縦覧帳簿を縦覧できます。)

縦覧に必要なもの

納税者: 納税通知書(ない場合は、運転免許証、健康保険証などの本人確認書類が必要)

相続人: 戸籍謄本など(所有者との関係がわかるもの)及び本人確認書類

代理人: 委任状及び本人確認書類

審査の申出

固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、4月1日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間に、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。

受付窓口は、資産所在地の区役所・支所の固定資産税課(課税課固定資産税担当)です。

※平成27年5月7日以降の窓口は市税事務所の固定資産税担当となります。

問=課税課固定資産税担当(☎561-9378)
<固定資産税(土地・家屋)の窓口の変更について>

平成27年5月7日から固定資産税(土地・家屋)の課税業務を市税事務所(中京区室町通御池南西角)に集約し、市税事務所で一括して取り扱います。

● 保険年金 ●

国民健康保険・後期高齢者医療保険料の特別徴収について

平成27年2月に保険料を特別徴収(年金引落し)により納めていただいている方は、原則として、平成27年度分保険料も特別徴収となります。

4・6・8月については平成27年2月と同額を仮徴収させていただきます。国保は6月に、後期高齢者医療は7月に決定する年間保険料から仮徴収額を除いた残額を10・12月、平成28年2月の3回に分割して特別徴収させていただきます。

※口座振替により今後の保険料を確実にお支払いいただける方は、口座振替による納付に変更することができます。ご希望の方は、保険年金課へ口座振替の申込みと併せて納付方法の変更をお申し出ください。

問=保険年金課資格担当(☎561-9197)

高額医療・高額介護合算療養費制度の受付について

この制度は7月31日現在で加入している医療保険を基準として、医療と介護の両方の制度を利用している場合に、それぞれの負担額を合算して、1年間(毎年8月から翌年7月まで)に掛かった負担額のうち、限度額を超えた額をお返しする制度です。

手続きは、平成26年7月31日時点で加入されていた医療保険・介護保険それぞれに行う必要がありますのでご注意ください。

ただし、後期高齢者医療ご加入の方は保険年金課のみで手続きができます(対象者には案内を送付しています。)

受付先は下記のとおりです。

問=京都市国保・後期高齢者医療に加入している方は、保険年金課保険給付担当(☎561-9199) 介護保険については、福祉介護課介護保険担当(☎561-9191)

※社会保険などに加入している方はご加入先の医療保険まで

国民健康保険料の夜間・休日納付相談

今月は、平成26年度分保険料の最後の納付月です。災害その他の特別な事情がなく滞納している世帯に対しては、財産の差押えを行うことがあります。滞納がある場合は至急納付してください。

ただし、保険料の納付が困難な事情がある場合は、すぐに保険年金課までご相談ください。夜間・休日相談

<日時> 3月15日(日) 午前9時～午後3時30分、3月24日(火) 午後7時30分まで

<場所> 保険年金課

問=保険年金課徴収推進担当(☎561-9198)

● 福祉 ●

京都市重度障害者タクシー利用券の継続交付について

平成26年度分京都市重度障害者タクシー利用券の有効期限は平成27年3月31日となっております。4月以降はご利用できません。4月以降も引き続きタクシー利用券を希望される方は、3月23日以降に、平成27年度分の交付申請を行ってください。

なお、タクシー利用券は、1月当たり4枚を基準に、申請月以降の分をまとめて交付するため、5月以降に申請すると、交付枚数が減りますので、ご注意ください。

○必要なもの

①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ②印鑑(スタンプ印は不可)

申・問=【身体・知的障害の場合】支援保護課支援第二担当(☎561-9348)

【精神障害の場合】健康づくり推進課

(☎561-9130)

東山図書館

東山区総合庁舎南館2階 ☎541-5455

開館: 午前9時30分～午後5時

(平日の月・木曜日は午後7時まで)

休館: 毎週火曜日

春休みおたのしみ会

日時 3月28日(土) 午前11時～
「絵本の読み聞かせと工作」

子ども読書の日記念 おたのしみ会

日時 4月11日(土) 午後2時～
「京都女子大学図書館学研究会『kwuicls』によるゲーム他」

4月のテーマ図書の展示と貸出

期間 4月1日(水)～4月30日(木)
一般書・児童書 「江戸時代」
絵本 「ともだち」

東山青少年活動センター

東山区総合庁舎2階 ☎541-0619

開館: 午前10時～午後9時

(日曜日、祝日は午後6時まで)

休館: 毎週水曜日

平成26年度 東山アートスペース 作品展

東山アートスペースの自由制作にて生み出された作品展です。月に一度のアトリエ活動は36名のメンバーと、ナビゲーター、ボランティアがつくる特別な時間。個性豊かな作品の数々を、ぜひご覧ください。

日時 3月20日(金)～4月11日(土) 午前10時～午後5時

場所 区総合庁舎1階展示ホール

入場料 無料

カレンダー 3/15～4/14

3月	行事名	掲載面
15日	保険年金 国民健康保険料 休日納付相談	(4)
16日		
17日		
18日	相談 弁護士による無料法律相談	(4)
19日		
20日	青少年 平成26年度 東山アートスペース 作品展(～4/11)	(4)
21日		
22日	区役所臨時開所日	(2)
23日		
24日	保険年金 国民健康保険料 夜間納付相談	(4)
25日	相談 弁護士による無料法律相談	(4)
26日		
27日		
28日	図書館 春休みおたのしみ会	(4)
29日	区役所臨時開所日	(2)
30日		
31日		

4月	行事名	掲載面
1日	税 固定資産税の縦覧(～30日)	(4)
	原動機付自転車、軽自動車等の廃車申告等期限	(3)
	図書館 4月のテーマ図書の展示と貸出(～30日)	(4)
	相談 弁護士による無料法律相談	(4)
2日	犬の登録・狂犬病予防注射(～13日、26日)	(3)
	相談 行政相談委員による無料行政相談	(4)
3日		
4日		
5日	区役所臨時開所日	(2)
6日		
7日		
8日	相談 弁護士による無料法律相談	(4)
9日		
10日		
11日	図書館 子ども読書の日記念 おたのしみ会	(4)
12日		
13日		
14日		

※時間、会場、問い合わせ先などは、掲載記事をご覧ください。